

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	瀧澤 信也
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
【報告義務発生日】	令和6年6月4日
【提出日】	令和6年6月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	SRSホールディングス株式会社
証券コード	8163
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エーエーjeeエス・インベストメント・インク(AAGS Investment, Inc.)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和3年1月8日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ディレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 永露 英郎
電話番号	03-5425-8863

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 3,466,200
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 4,332,700
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 7,798,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,798,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		7,798,900

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年2月9日現在)	V	41,470,184
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		15.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年6月4日	新株予約権証券(第2回新株 予約権)	3,466,200	7.04	市場外	取得	第三者割当 (新株予約権 1個当たり115 円)

令和6年6月4日	新株予約権付社債券（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）	4,332,700	8.79	市場外	取得	第三者割当（新株予約権付社債1個当たり125,000,000円）
----------	--------------------------------	-----------	------	-----	----	----------------------------------

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、AAGS S11, L.P.のジェネラルパートナーとして保有しております。

提出者は、発行者との間で、SRSホールディングス株式会社第2回新株予約権（目的となる株式数3,466,200（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権」といいます。）及びSRSホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（目的となる株式数4,332,700（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、提出者は、令和6年6月5日から令和6年12月4日までの期間は、原則として本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない旨、本新株予約権の発行後、（a）東京証券取引所における発行者の普通株式の普通取引の終値が3取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が修正又は調整された場合には、当該修正又は調整後の行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、（b）いずれかの10連続取引日間の発行者の普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、割当日に先立つ10連続取引日間の発行者の普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の20%を下回った場合、（c）提出者が本新株予約権の行使可能期間の最終日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、（d）発行者及びアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との間の令和6年5月15日付事業提携契約が終了した場合、又は（e）東京証券取引所における発行者の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨並びに、発行者が発行する株式について、以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨を合意しております。

（ ）金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、発行者が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、発行者の株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを発行者又は公開買付者が公表又は容認し（但し、発行者又は公開買付者が、当該公開買付け後も発行者の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより発行者の株式を取得した場合

（ ）上場廃止事由等（発行者又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、発行者が令和6年6月4日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合

（ ）組織再編行為（発行者が消滅会社となる合併契約の締結、発行者が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が発行者の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続をいう。）が発行者の取締役会で承認された場合

（ ）支配権変動事由（特定株主グループ（発行者の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合

（ ）スクイズアウト事由（(ア)発行者の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、発行者の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の発行者の株主総会の決議がなされた場合、(イ)発行者の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による発行者の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の発行者の取締役会の決議がなされた場合又は(ウ)上場廃止を伴う発行者の普通株式の併合を承認する旨の発行者の株主総会の決議がなされた場合をいう。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合

（ ）東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合

また、提出者は、株式会社三井住友銀行との間で担保証券に対する質権設定契約を締結しております（担保証券は、SRSホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債券であり、質権の対象となる新株予約権付社債券の数量は額面2,500百万円相当です）。

さらに、本引受契約において、提出者は、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換により取得した発行者の株式について、取引所金融商品市場における取引並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引所金融商品市場外取引における売却の方針を決定する場合には、発行者との協議を行うものとし（但し、協議を行った方針について、重大な変更がない限り再度協議を行うことを要するものではなく、また、当該方針に基づく個別の売却等の取引の実行の都度協議を要するものでもありません。）、また、取引所金融商品市場外取引（PTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引を除きます。）において、相対での売却をする場合には、買主の選定等について事前に発行者と協議するものとする、及び、発行者は、提出者より上記の協議を要請された場合、速やかにこれに応じるものとするについて合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	2,500,000
その他金額計(Y)(千円)	2,503,986
上記(Y)の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務める AAGS S11, L.P.への出資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,003,986

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
株式会社三井住友銀行(大阪南法人営業部)	銀行	入江 宏俊	大阪府堺市堺区一条通20-5	2	2,500,000

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		